

相続手続き完了までのJAでのお取引について

お亡くなりになられた方(被相続人さま)名義のお取引ごとのお手続きの概要は、下表をご覧ください
お取引の有無をご確認ください。

お取引		お手続きの概要
貯金等	貯 金	・相続手続きの際はキャッシュカード・通帳・証書を窓口にご持参ください。 ・相続手続きが完了するまで、口座のお引出し・ご入金のお取引を停止させていただきます。ご了承ください。 ・葬儀費用の仮払い（相続手続き前でも一定額をお引出しできる制度）をご希望の場合は別途ご相談ください。 ・JA所定の手続きの後、お支払または名義変更させていただきます。
	口座振込	・年金のお振込については、停止されます。 ・家賃・地代等のお振込は、原則引き続き入金されますが、別途変更手続きをお願いします。
	口座振替	・公共料金等の各種口座振替は停止となりますので、お早めに引落口座の変更手続きをお願いいたします。 ・当面の間被相続人さまの口座で引き続き公共料金等の引落としをご希望の場合は、窓口にご相談ください。
	自動送金等	・自動送金・振替サービス等の契約はお取引を中止させていただきます。相続人さまがお取引を希望される場合は、改めてJA所定の申込書をご提出ください。
JAカード		・JAカードはご解約のお手続きが必要です。
ご融資	お借入者の場合	・名義変更等のお手続きが必要となります。窓口にご相談ください。（カードローンを含む）
	保証人の場合	・被相続人さまが保証人となっていた場合は、変更手続きが必要となります。窓口にご相談ください。
共済	ご契約者の名義変更	・貯金等とは別に相続手続きが必要となります。また、ご契約の内容によりお手続きや必要な書類が異なります。窓口にご相談ください。
	共済金のご請求	
出資金	脱 退	・被相続人さまのご逝去により「法定脱退」となります。 ・出資金は、死亡日の属する年度の翌年度の総(代)会開催日以降にお支払いたします。
	継 承 (新規加入・持分譲渡)	・相続人さまが組合員となる資格がある場合は、出資金の相続を受け権利義務を引き継ぐことができます。相続開始後60日以内にお手続きしてください。
国 債		・相続手続きが完了するまで、売買はできませんが、償還日等期日到来分は被相続人さま名義の指定口座に入金します。 ・JA所定の手続きの後、解約（売却、買取）または名義変更させていただきます。
貸金庫		・開閉ができなくなります。 ・相続人さま全員の依頼により格納品をお引取りいただいたうえで、解約させていただきます。